

1 防災品の奏効事例(東京消防庁管内)

- (1) 発災年月
令和2年5月
- (2) 防災品の名目
カーテン
- (3) 発災場所
複合用途、共同住宅居室内
- (4) 発火源
カセットこんろ
- (5) 奏効事例の概要

居住者がカセットこんろで調理をした際に、食材にかけたアルコールから火が立ち上がり、付近のカーテンに接炎し出火したが、カーテンが防災物品であったこと、居室にあった住宅用の粉末消火器ですぐに初期消火をできたことから延焼拡大せずに済んだ。上階の居住者が下階から煙が立ち上がってきたため、非常ボタンを押下し、駆け付けた警備員が119番通報した。

- (6) 写真



出火室の状況



防災カーテンの状況

(以下略)